

健 第 1107 号
平成24年 1月26日

岡山県医師会長 殿
岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長

「インフルエンザ警報」の発令について

先般、平成23年12月22日に「インフルエンザ注意報」を発令し、県民への注意喚起を図っているところですが、今後も流行が継続する可能性があることから、本日、「インフルエンザ警報」を発令し、次のとおり広く県民に注意喚起を図ることにしましたのでご了知の上、貴会員への周知についてよろしく申し上げます。

また、本通知は、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

インフルエンザ流行期の注意事項

インフルエンザの予防

- ・ 家に帰ったら、手洗い・うがいをしましょう。
- ・ 人混みに入る場合には、マスクを着用しましょう。
- ・ 特に高齢者や慢性疾患を持っている人などは、人混みを避けましょう。
- ・ 十分な睡眠、バランスの良い食事などに気を付けて、抵抗力をつけましょう。
- ・ 室内では加湿器を使うなど適度な湿度を保ちましょう。

かかったかな？という時は

- ・ 早めに医療機関を受診し、確実に治療しましょう。
- ・ できるだけ昼間に受診し、必ずマスクを着用して受診しましょう。
- ・ 周りの人にうつさないように「咳エチケット」を心がけましょう。
- ・ 水分を十分とり、安静にして休養をとりましょう。
- ・ 家庭に残っている解熱剤は勝手に使用しないで、医師に相談してください。
- ・ 乳幼児ではまれに脳症を起こすことがあります。次のような症状がみられるときは、すぐに医療機関に相談しましょう。
 - 水分をとった後すぐに吐いてしまい元気がない。
 - 意識がはっきりせず、うとうとしている。
 - けいれんを起こす。
- ・ 予防接種を受けた人でもかかることがありますので、油断せずに注意をしましょう。
(ただし、予防接種を受けた場合は、受けなかった場合と比べて、かかっても軽症であるとされています。)

下記のホームページにインフルエンザ情報を掲載しています

健康推進課

(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36)

感染症情報センター

(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/309/>)

咳エチケット

- 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。
マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1 m以上離れましょう。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

- ※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨されます。N95マスク等のより密閉性の高いマスクは適していません。
- ※一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。
- ※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

平成24年1月26日

課名	健康推進課
担当	原田、羽原
内線	2709、2717
直通	226-7331

「インフルエンザ警報」の発令について

先般、平成23年12月22日に「インフルエンザ注意報」を発令し、県民への注意喚起を図っているところですが、今後も流行が継続する可能性があることから、本日、「インフルエンザ警報」を発令し、さらなる注意喚起を図ることとしましたのでお知らせします。

記

1 インフルエンザ流行期の注意事項

【インフルエンザの予防】

- ・ 家に帰ったら、手洗い・うがいをしましょう。
- ・ 人混みに入る場合には、マスクを着用しましょう。
- ・ 特に高齢者や慢性疾患を持っている人などは、人混みを避けましょう。
- ・ 十分な睡眠、バランスの良い食事などに気を付けて、抵抗力をつけましょう。
- ・ 室内では加湿器を使うなど適度な湿度を保ちましょう。

【かかったかな？という時は】

- ・ 早めに医療機関を受診し、確実に治療しましょう。
- ・ できるだけ昼間に受診し、必ずマスクを着用して受診しましょう。
- ・ 周りの人にうつさないように「咳エチケット」を心がけましょう。
- ・ 水分を十分とり、安静にして休養をとりましょう。
- ・ 家庭に残っている解熱剤は勝手に使用しないで、医師に相談してください。
- ・ 乳幼児ではまれに脳症を起こすことがあります。次のような症状がみられるときは、すぐに医療機関に相談しましょう。
 - 水分をとった後すぐに吐いてしまい元気がない。
 - 意識がはっきりせず、うとうとしている。
 - けいれんを起こす。
- ・ 予防接種を受けた人でもかかることがありますので、油断せずに注意をしましょう。（ただし、予防接種を受けた場合は、受けなかった場合と比べて、かかっても軽症であるとされています。）

※咳エチケット：人に向かって咳やくしゃみをしないこと。とっさに咳やくしゃみが出そうなときは、周囲の人から顔をそらし、用意があればティッシュなどで口・鼻をおおいます。咳やくしゃみが続くときは、マスクの用意をしてください。

2 注意喚起の方法

(1) マスメディアへの情報提供

(2) 保健所、関係機関等を通じた注意喚起

①学校、保育所、高齢者の入所施設等への注意喚起の徹底

②市町村への広報の依頼

(3) ホームページ^{*}等による広報の実施

※健康推進課 (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36)

感染症情報センター (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/309/>)

(参考資料)

岡山県のインフルエンザ警報等の概要

	インフルエンザ	
	注意報	警報
目的	県民の注意を喚起することで、予防及びまん延防止を図る。 (広く県民に周知をはかることで当該感染症の予防及びまん延防止を図る)	
基準	流行初期（患者の発生が定点医療機関 当たり5人/週を超過）	重症例の多発や著しい流行など特に緊急に注意喚起が必要なとき ・県全体で定点当たり30人/週を超過し、流行時期等から今後も患者増加の可能性がある場合 ・新型ウイルスが検出されるなど、まん延の拡大のおそれがある場合
発令区域	県下全域が基本	
専門家の意見聴取	感染症対策委員会 結核・感染症発生動向調査部会に意見を聴取した上で発令する。 感染症対策委員会 結核・感染症発生動向調査部会には、当該感染症の発生時期、発生場所、病原体の種類等を勘案した上で、発令の必要性や発令区域等についての意見をいただく。 なお、急を要する場合には、部会長の意見をもってかえることができる。	
発令内容	流行のピークに向けて、手洗い・うがいの励行などを呼びかける。	注意報よりさらに強く予防及び早期受診を呼びかける。
解除基準	2週連続して、定点当たり1人/週を下回った場合	2週連続して、定点当たり10人/週を下回った場合

過去の発令状況

- 平成12年度：要領制定（岡山県独自）。流行が小さく注意報を発令せず。
- 平成13年度：平成14年2月5日「インフルエンザ注意報」発令
- 平成14年度：平成15年1月7日「インフルエンザ注意報」発令
1月23日「インフルエンザ警報」発令
- 平成15年度：平成16年1月30日「インフルエンザ注意報」発令
2月5日「インフルエンザ警報」発令
- 平成16年度：平成17年2月10日「インフルエンザ注意報」発令
- 平成17年度：平成17年12月22日「インフルエンザ注意報」発令
平成18年1月6日「インフルエンザ警報」発令
- 平成18年度：平成19年3月2日「インフルエンザ注意報」発令
3月26日「インフルエンザ警報」発令
- 平成19年度：平成19年12月6日「インフルエンザ注意報」発令
- 平成20年度：平成20年12月25日「インフルエンザ注意報」発令
平成21年 1月22日「インフルエンザ警報」発令
- 平成21年度：平成21年 9月 3日「インフルエンザ注意報」発令
11月 5日「インフルエンザ警報」発令
- 平成22年度：平成23年 1月20日「インフルエンザ注意報」発令
- 平成23年度：平成23年12月22日「インフルエンザ注意報」発令

今冬のインフルエンザウイルス検出状況（H24.1.25現在）

- A H 1 pdm09（2009年に発生した新型インフルエンザ） 0件
A H 3（香港型） 31件
B型 1件

※岡山県環境保健センターで検査実施したもの

